

日本の相続法における特別縁故者制度に関する研究

——特別縁故者の資格要件と財産の分与割合——

餅 川 正 雄*

キーワード：特別縁故者、財産分与の相当性、相続人不分明、被相続人の意思

1. はじめに

法定相続人が誰一人いない場合で、法的に有効な『遺言証書』がないとき、相続財産（＝遺産）の行方はどうなるのかという問題が生じる。その場合、1961（昭和36）年までは、相続財産をいきなり国庫に帰属させることになっていた。当時、これでは「被相続人の意思に反する」という問題が指摘されていた。そこで、1962（昭和37）年の民法改正で、相続人不存在の場合、家庭裁判所が縁故者のために相続財産を処分できる道を開いた訳である。

これが、本研究の主題である特別縁故者に対する相続財産分与の制度である。民法958条の3に規定されている「特別縁故者とは、法定相続人ではないが、亡くなった人（被相続人）と特別な関係にあった人のこと」である。被相続人自身が『遺言証書』を残していない限り、相続人以外の人が被相続人の財産を引き継ぐということは通常はありえない。しかし、家庭裁判所が特別縁故者に該当すると認めた場合は、一定の手続きを経て、被相続人の財産を全部または一部を受け取れることがある¹⁾。

特別縁故者が問題になるのは、どのようなケースであるのだろうか。特別縁故者への相続財産分与が行われるのは、被相続人に法定相続人が存在しないケースである。法定相続人となるのは、被相続人の配偶者、子や孫、曾孫、父

表1 相続人不存在になるケース

① 最初から法定相続人が誰一人存在しない。
② 相続発生時に法定相続人の全員が亡くなっている。
③ 法定相続人の全員が相続放棄をしている。

*筆者作成

母や祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、甥・姪になる。第一に、これらの法定相続人が存在しないケースがある。第二に、法定相続人が、相続発生時に既に亡くなっているという先死のケースがある。また、第三に法定相続人が全員「相続放棄」して相続人不存在になるケースもある²⁾。

2. 問題の所在

特別縁故者の問題が発生する理由の一つは、我が国の相続法で、法定相続人の範囲がドイツやフランス等と比較して狭く規定されているためである。日本においても、仮に、おじ・おば、いとこ等の傍系血族を相続人とすることを認めるならば、「相続人不存在の問題」の多くは解消すると考えられる。なぜならば、例えば、被相続人の療養看護に努めた特別な縁故者として「おじ・おば、いとこ等」を家庭裁判所に認定してもらわなければならないというメリットがあるからである。一般的な国民感覚として、父母の兄弟姉妹である「おじ・おば（3親等）」、そしてその子である「いとこ（4親等）」は数少ない身近な親戚と考えられている筈である。その理由は、日常的な交流が少なくなっていたと

* 広島経済大学経営学部経営学科教授

しても、実際に病気で入院した場合、見舞いに来てくれるのは彼等だからである。また、通夜や葬儀などに参列するのも彼等である³⁾。

日本では、特別縁故者への財産分与制度において、伯父(叔父)・伯母(叔母)、従兄弟(従姉妹)など、いわゆる「遠い親戚」は、それだけでは「特別縁故者」に入らないことになっている。彼らは法律上も相続人とされていない。しかし、日常扶養や協力の関係もないが、法律上の親族関係にあることは間違いない。彼らは「近い親戚」であると認識している国民も多いのではないだろうか⁴⁾。

何よりも、一般の国民からすれば、特別縁故者への財産分与制度の内容を知らないことが多いのではないかと推測している。制度の趣旨を理解できる国民にとって、相続財産を安易に国庫に帰属させないということは、納得できる内容であると言える。しかし、特別縁故者制度については、「①縁故者の範囲」・「②縁故の継続期間」・「③分与金額」・「④分与割合」という実務的な問題が存在する。

第一に、「どこまでを分与を受ける特別縁故者の範囲とするのか」という「縁故者の範囲」の問題である。法人を縁故者として認めるのかという問題がある。第二に、「被相続人との縁故という特別な関係が死亡時点まで継続していなければならないのか」という「縁故の継続期間」の問題がある。過去の一定期間の縁故や死後の縁故であっても認められるのかという問題がある。第三に、特別縁故者に該当すると認めた場合に、「どれだけの財産を分与するのか」という技術的な「分与金額」の問題がある。財産の全部を分与するのか、その一部(のどれだけ)を分与するのかということである。第四に、「特別縁故者が複数存在する場合に、誰にどのような割合で分与するのか」という「分与割合」の問題がある。家庭裁判所や高等裁判所の裁判官がこれらの問題を、個別の事案に応じて総合

的に判断することになっており、裁量権をかなり広い範囲で認めることになっているという問題がある⁵⁾。本研究では、これらの諸問題について、認容された判例と認容されなかった判例を分析することで、制度運用の実態を明らかにしたいと考えている。

3. 先行研究

3.1 丸山 茂(2016)「特別縁故者と被相続人の意思—最近の審判例から—」

丸山茂は、特別縁故者に該当するかどうかの判断規準について、次のように述べている。「特別縁故者の規定は、遺贈の補充規定と理解されるのであるから、被相続人の意思を一義的に考慮すべき」という見解である。その意思をどうやって判断するのが問題になる。

「特別縁故者に当たるかどうかの判断基準として、相続人不存在の場合に「相当な場合には」として相当性の要件を求め、特別縁故者の例示として「生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」をあげ、さらに「その他被相続人と特別な縁故があった者」に被相続人の財産を清算した後に、その全部又は一部を与えることができるとしている。前二者は、抽象的な規定である「その他被相続人と特別な縁故があった者」の例示であると考えられる。この条文の規定から想起される判断の手順は、まずは特別な縁故にあるかどうかを判断した後に、さらに縁故者とされたものに相続財産を分与するのが相当かどうかの判断を加えるという順序であるというように理解されよう。」

「立法過程の議論を振り返ってみれば、特別縁故者の規定は、遺贈の補充規定と理解されるのであるから、被相続人の意思を一義的に考慮し、「生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」はその例示であ

るとみるべきであろう。このように考えるならば、特別縁故者の判断は、その事実関係から見れば被相続人が一般的に財産を分与したであろうかどうかを基準になされるべきであり、生計の同一性や療養看護との比較においてのみ判断されるべきものではない。」

「なお、立法過程においては、戦前の選定相続人制度の復活への危惧をもって相続的承継と考えることへの批判もあったが、相続人不存在の場合に、国庫に先立って被相続人の死を契機にどのように財産を分与させるかの問題としてみれば、権利性やその性質論を検討する必要はあるにしても、新たな相続人を作り上げるとの批判から相続との類似性を議論することを拒否する見解には合理性がないと考える。」

(下線は筆者)

3.2 三宅篤子(2018)「特別縁故者への相続財産分与に関する一考察」

三宅篤子は、特別縁故者の範囲と財産分与の相当性について、次のように整理している。

- (1) 認知を受けていない嫡出でない子は、父子関係が証明できれば、特別縁故者と認められる。
- (2) 被相続人と特別な関係のあった女性は、公序良俗に反するという問題があるが、その理由のみで除外せず、特別縁故者になる。
- (3) 被相続人が深く関係していた公益法人や世話をしてもらっていた養老院のような老人施設等も特別縁故者になりうる。
- (4) 被相続人の扶養を受けていた者は、単なる下宿人、隣人、知己友人、債権債務者、書生、女中というだけでは、特別縁故者に該当しない。
- (5) 親族関係があったという理由だけで、直

ちに特別縁故者に該当する趣旨でもない。生前にきわめて疎遠で、通信や交際もないような者は、親族関係があるという理由だけで特別縁故者として相続財産を分与すべきでない。

- (6) 死亡の時まで、特別の縁故が継続する必要はなく、過去の一時期にそういう関係があっても差し支えない。長期間、ことに最後まで特別に縁故のあった者の方が分与の相当性が認められやすい。

(下線は筆者)

(1) から (5) については特に異論はないが、(6) については見解が分かれるところである。本研究では、(6) 過去の一時期の縁故関係を認めるという問題について考えてみたい。

4. 研究の前提

4.1 民法における特別縁故者の条件

ここでは、民法で定められている特別縁故者の条件について、整理しておきたい。

特別縁故者になれる条件として、民法958条の3では次の3つが定められている。

民法958条の3、1項(特別縁故者に対する相続財産の分与)

前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

表2 特別縁故者になれる条件

- | |
|----------------------|
| ① 被相続人と生計を同じくしていた者 |
| ② 被相続人の療養看護に努めた者 |
| ③ その他被相続人と特別の縁故があった者 |

*民法958条の3より作成

この条文から分かることは、①・②の例示によって、特別縁故者を絞り込んでいることである。③は明確な規準のない一般条項としていることが分かる。抽象的な親族関係の遠近ではなく、具体的な縁故の濃淡、つまり実質的な人間関係が判断の規準になり、個々のケースで裁判所が判断することになる。

4.2 被相続人と生計を同じくしていた者

「生計を同じくする」というのは、同じ財布から日常生活の費用を支出している、ということである。生計同一の定義については、以下の所得税基本通達が一つの目安になる（所得税基本通達2-47）。

同居している場合は、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計同一とみなせる

勤務や通学、療養などの事情で別居していても、余暇には同じ家で過ごすのが通例になっている場合や、生活費の仕送りが日常にある場合は、生計同一とみなせる

この基本通達を解釈すると、「①実際に同居していた場合」や、「②住民票上の住所が同じであった場合」は、原則、生計を同じくしていたということができるとのことである。加えて、仮に別居していたとしても、「③経済的支援関係が認められるなどの事情がある場合」は、生計同一とみなせることがあるという意味である。

「被相続人と生計を同じくしていた者」というのは、婚姻届を出していない内縁の妻や夫、事実上の養子や養親が該当すると考えられる。内縁関係にあった者は、そのままでは相続権はない。単に「連れ子」というだけでは相続権はない。ただし、連れ子も、正式な届出をして法律上有効な養子縁組を結んでいれば相続権がある⁶⁾。

《考 察》

婚姻届を出していない内縁の妻や夫、事実上の養子や養親を「特別縁故者」として認めるという問題について考えてみたい。この問題と「他の縁故者」の救済の問題とは、本質的な違いがあるため、両者を同一に扱うことは、弥縫策であると言える。内縁の妻や夫、事実上の養子や養親は、戸籍の上では別々であっても、一緒に暮らしており（同一世帯で）実質的な家族であることは事実である。そのことから、彼らに相続人の地位を与える（＝相続権を認める）ということ、正面から検討すべきではないかと考えている。

4.3 被相続人の療養看護に努めた者

②の「被相続人の療養看護に努めた者」というのは、法定相続人がいない場合に、被相続人を献身的に看護したり介護したりした人が該当する。具体的には、生計を同じくしない親戚、被用者、隣人などが考えられる。被相続人が亡くなる直前、被相続人の療養や看護のために付き添っていた人がいる場合である。そのような人たちは、私生活を犠牲にして被相続人に貢献していると考えられるため、特別縁故者として認められる場合がある。ただし、看護師や介護士など、職業として「正当な報酬を受けて」、看護や介護を行っていた人は該当しない。

《考 察》

「療養看護に励んだ分、財産を分与して欲しい」というケースの中には、相続人が存在する場合もある。この場合はどうなるのかを考えてみたい。そもそも法定相続人がいる場合には、特別縁故者の制度は使えない。そのため、「特別寄与料の制度」を検討する必要がある。この「特別の寄与」の制度は、相続人以外の親族（例えば、長男の嫁）が、被相続人の介護などを無償で行っていた場合に、相続人に対して特別寄与料として金銭支払いを請求できるようにした

ものである。この民法1050条は、約40年ぶりの相続法改正により、新しく設立された制度である⁷⁾。

4.4 その他被相続人と特別の縁故があった者

③の「その他被相続人と特別の縁故があった者」というのは、①・②と同じくらい被相続人との間に「密接な関わり合いがあった人」で、その人に財産を分与することが「被相続人の意思に合致するであろうと思われる人」が該当する。具体的には、被相続人から生前に財産を譲りたいと言われていた場合や、身元保証人となっていた場合が挙げられる。ただし、家庭裁判は、個別具体的な判断をするため、必ず特別縁故者に該当する訳ではない。「その他被相続人と特別の縁故があった者」に該当するかどうかの判断規準は、曖昧であると言える。特別縁故者への相続財産分与が認められるには、被相続人の療養看護に尽くしたこと、被相続人と頻りに交流があったこと等についての証拠が重要になる⁸⁾。

《考察》

特別縁故の判断規準は明確にされていないが、第一に、「被相続人と生前に具体的・現実的な精神的・物質的な密接な交渉があったかどうか」である。第二に、「被相続人（故人）の意思を推測すること」であろう。これを家庭裁判所が判断するという制度設計になっている。判断規準が曖昧なままで、家庭裁判所の裁量で決めてよいかという疑問が残る。なお、特別縁故者には、自然人のみならず、法人もなることができる。例えば、被相続人が長期間無償で介護施設で世話をしてもらっていた場合、その介護施設も上記のような特別縁故者の要件をみたすことがある⁹⁾。

4.5 特別縁故者への財産分与申立件数

本研究で考察する特別縁故者制度の利用状況

表3 特別縁故者制度の利用状況

年 度	件数	備 考
1965（昭和40）年	189	
1975（昭和50）年	358	
1985（昭和60）年	369	
1995（平成7）年	515	*平成に入って急増する
2005（平成17）年	822	
2015（平成27）年	1,043	
2019（令和元）年	1,040	

*「令和元年度 家事審判・調停件数の事件別新受件数」司法統計、裁判所ホームページを基に作成

は、どの程度あるのだろうか（表3）。1962年にこの制度が新設された訳であるが、最初は25件であった。昭和の時代（1985年頃まで）は横ばいの300件程度であり、使用者は少なかった。しかし、平成の時代になって急増している。司法統計によると、平成20年以降、全国の家庭裁判所に合計1,000件程度の申し立てがある。この数字は、申立件数であって認容件数ではないが、9割以上が認容されており、却下件数と取下げ件数は1割弱ということである。これは制度新設当時から見られる傾向である（三宅篤子、2018, p. 52）。

4.6 相続人不分明の件数

相続人が不分明の件数は、どの程度だろうか。これについては、相続財産管理人の選任件数で概数を知ることができる（表4）。昭和40年には、910件であったが10年後の昭和50年には二倍の1,822件となっている。平成に入って急増しており、平成17年には10,736件と一万件を突破している。2019（令和元）年には、21,751件となっている。このことから「相続人が誰であるのか分からない」、つまり相続財産を承継する者が存在しないというケースが漸増していることが、司法統計の上で明らかになっている。

表4 相続人不明の件数（相続財産管理人の選任件数）

年 度	件数	備 考
1965（昭和40）年	910	
1975（昭和50）年	1,822	
1985（昭和60）年	2,567	
1995（平成7）年	4,696	*平成に入って急増する
2005（平成17）年	10,736	
2015（平成27）年	18,618	
2019（令和元）年	21,751	

*「令和元年度 家事審判・調停件数の事件別新受件数」司法統計，裁判所ホームページを基に作成

5. 特別縁故者に関する判例等

近年、特別縁故者の認定に関して裁判所で争われたケースで、認められた例と認められなかった例を分けて検討する。最初に、特別縁故者として認められたケースを、事例〔I〕から事例〔IV〕として考察する。

5.1 特別縁故者として認められた例

5.1.1 事例〔I〕 特別縁故者が複数存在する場合は縁故の濃淡によって分与額に差が出る

大阪高裁 平成4年3月19日決定（家庭裁判月報45巻2号162頁）

原告人（A）につき、被相続人（X）及び妻（W）のいずれとも血縁関係はないが、中学卒業後『○○○○○』の住込店員として（X）に雇用されて以来、好き嫌いが強く偏屈な（X）とその妻（W）に親しく仕え、（X）から受ける給料が通常より低額であるにもかかわらず、（W）の病氣入院後は店員の仕事のほか（X）の家事、雑用に従事し、（W）の死亡後独り暮らしとなった高齢の（X）に対し8年以上にわたり住居の世話はもとより

炊事、洗濯、食事等の身の世話、病気の看護に当たり、（X）の信頼を受けてその精神的な支えになったほか、（X）の死後は喪主になって葬儀及び法要を執り行い、原審申立人らから遺骨を要求されて渡した後も自分なりに供養していく態度を示していることに照らすと、原告人（A）の（X）に対する貢献度は非常に高いというべきであって特別縁故者に該当するとして4,000万円を分与した。

原告人（B）につき、従妹（W）が長い間（X）と内縁関係にあり正式な婚姻届けを出すことができなかったため、頼まれて形式的にもせよ同女の養子となって○○家の家督を相続し、（W）の入籍を助けたこと、戦中戦後の最も生活困難な時代に（X）・（W）夫婦の生活を援助し、貴重な商品を自分の実家に疎開させて戦災から守り、戦後被相続人が営業再開する基盤造りに貢献したこと、特に戦後の1年間同夫婦を引き取って生活したこと、同夫婦の墓建立のために自分の墓地を提供したこと等に照らすと、原告人（A）程ではないにせよ原告人（B）もまた（X）の特別縁故者ということができるとして、2,000万円を分与した。

（波線・傍点は筆者）

《考 察》

大阪高裁は、従業員（A）と妻の従妹（B）の二人を特別縁故者として認定している。従業員（A）については、高齢の被相続人に対し8年以上にわたり炊事、洗濯、食事等の身の世話、病気の看護に当たったということで、4,000万円を分与した。妻の従妹（B）については、被相続人夫婦（X）・（W）の生活を援助し、1年間同夫婦を引き取って生活したことで、2,000万円を分与している。以上の決定から、特別縁故者が複数存在する場合は、縁故の濃淡によって分与額に差が出るということが分かる。縁故

表5 特別縁故者が複数いる場合の縁故の割合

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	貢献の程度 (割合)
(A)	なし (従業員)	無	療養・看護・8年 (濃)	4,000万円
(B)	妻の従妹	無	生活援助1年同居 (淡)	2,000万円

の濃淡についての判断は、裁判官によるものである。この決定では、従業員 (A) について、「被相続人 (X) から受ける給料が通常より低額であったこと」、「8年以上にわたり住居の世話はもとより炊事、洗濯、食事等の身の世話を病気の看護に当たったこと」という二つの事実から、縁故が濃いものと判断したと考えられる。妻の従妹 (B) について、「被相続人 (X) と内縁関係にあったこと」、「戦後の1年間同夫婦を引き取って生活したこと」という二つの事実から、実質的な縁故関係があったと認めている (表5)。この決定から分かることは、過去の一定の期間の生活援助であっても、場合によっては特別な縁故として認め、一定の財産分与が可能ということである。

5.1.2 事例〔Ⅱ〕 特別縁故者の地位は相続の対象にならない

名古屋高裁 平成8年7月12日決定 (家庭裁判月報48巻11号64頁)

(A) は、その亡夫が被相続人 (X) の伯父に当たるといふ身分関係にあるが、(A) 自身は (X) の療養看護に努めたとは認められず、(X) に対し関わりたくないという態度に終始したものと云え、(A) の亡夫については、亡〇〇や (X) の生活の面倒をみたり、居住の確保に尽力したりしているので、療養看護に努めた者と評価することができるけれども、特別縁故者たるべき地位は相続の対象とはならないし、亡夫が特別縁故者たるべき地位にあったことをもって、(A) が「その他 (X) と特別の縁故があったもの」ということもできないとし、(B) は、亡〇〇生存

中から亡〇〇と被相続人 (X) に何かと頼りにされていたが、亡〇〇の死亡後も、知的に劣り、通常的生活能力を欠く被相続人に対し、近隣の住民が (X) との関わりを避け、厄介者扱いをしている中で、自らの発意で、(X) の保護に努め、生活上の援助をし、唯一 (X) の療養看護にも力を貸した者ということができ、(X) は、(B) の指導に素直に従う関係ではなかったものの、(B) を頼りとし、もし被相続人が遺言をしたとすれば遺贈の対象となったであろうと思われる者であると言えるから「その他被相続人と特別の縁故があった者」に当たるとした。

(波線・傍点は筆者)

《考察》

名古屋高裁は、被相続人 (X) の甥の妻 (A) については、特別縁故者に当たらないと判断している。その理由は、(A) の亡夫が療養看護に努めた者と評価でき特別縁故者とすることができるが、「特別縁故者の地位は相続の対象とならない」としている。

被相続人の妻 (W) の従妹 (B) については、自らの発意で唯一 (X) の療養看護にも力を貸した者ということができ、仮に (X) が遺言をしたとすれば遺贈の対象となったであろうと思われる者であると言えるところから、「その他被相続人と特別の縁故があった者」に当たると判断している (表6)。

以上の決定から分かることは、次の二つである。一つは「特別縁故者の地位は相続の対象とならない」ということである。もう一つは、「被相続人の意思を (合理的に) 推定して尊重する」

表6 特別縁故者の地位は相続されない

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	貢献の程度(判断)
(A)	なし(甥の妻)	無	(A)の亡夫が特別縁故者(淡)	亡夫の特別縁故者の地位は相続しない
(B)	妻の従妹	無	療養・看護(濃)	特別縁故者である

ということである。仮に被相続人が遺言をしたとすれば遺贈の対象となつたであろうと思われる者は、特別縁故者と認定される可能性があるということが分かる。

5.1.3 事例Ⅲ 複数の特別縁故者が存在し、貢献度合いに差がある場合

広島高裁 平成15年3月28日決定(家庭裁判月報55巻9号60頁)

(A)については、その自宅に被相続人を同居させ、家族の協力を得ながら、被相続人を病院に入通院させたり、老人保健施設に入所させたりして、被相続人の死亡までの約14年間その療養看護に尽くしたものであるから特別縁故者に当たるものとし、(B)については「被相続人と生計を同じくしていた者」及び「被相続人の療養看護に努めた者」のいずれかに当たるものと認め得るような事情は見出しがたいとしつつも、しかし、「その他被相続人と特別縁故があった者」とは、「被相続人と生計を同じくしていた者」または「被相続人の療養看護に努めた者」に該当する者に準ずる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接な交渉のあった者で、相続財産をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうとみられる程度に特別の関係があった者と解するのが相当であり、その特別縁故の有無については、被相続人の生前における交際の程度、被相続人が精神的・物質的に庇護恩恵を受けた程度、死後における実質的供養の程度等の具体的実質的な縁故関係のほか、被相続人と

の自然的血縁関係をも考慮して決すべきものと解されるとし、本件では、(B)は、被相続人とは従兄弟同士の関係にあり、年齢が近いこともあって、被相続人(X)が昭和59年7月ころ(A)方に身を寄せるまでも、父とともに(X)の相談相手になっていたが、(X)が〇〇とともに(A)に身を寄せてからも、それまでと同様にその財産を含む生活全般について相談にのったり、留守宅の改修及び管理、固定資産税の納付、年金の受給申請、身障害の補装具(義足)の交付申請、老人医療費の支給申請等に関する手続を代行し、(X)死亡後は所定の年金受給権消滅届出をするとともに、市役所に対し、国民健康保険証等返還の手続等をしてきたことが認められ、これらの事情を考慮すれば、(X)の相続財産を父方の従兄弟である相手方に分与することは、(X)の生前の意思にもそうものであることが充分推測できるものであって、(B)は「その他被相続人と特別縁故があった者」に該当するものと解するのが相当であるとした。

そして、相続財産を特別縁故者に分与するに当たっては、家庭裁判所の裁量に委されているところ、家庭裁判所は、被相続人と特別縁故者との縁故関係の厚薄、度合、特別縁故者の年齢、職業等に加えて、相続財産の種類、数額、状況、所在等の記録に現れた一切の事情を考慮して、上記分与すべき財産の種類、数額等を決定すべきものであるが、特別縁故者と認められる者が複数存在する場合には、民法958条の3第1項の規定の趣旨に照らし、

具体的、実質的な縁故の濃淡を中心にしてその程度に応じた分与がなされるべきものと解するのが相当であるとし、被相続人を自宅に同居させて以来約19年間もの長期間、家族の協力を得て (X) の療養、看護に努めてきた (A) の特別縁故は、(B) の (X) の財産管理を中心とした特別縁故に比べるとこれよりは相当濃密なものであり、その程度の割合は、(A) が7、(B) が3の程度のもものと認めるのが相当であるとした。

(波線・傍点は筆者)

〈考察〉

(A) については、「自宅に被相続人を同居させていること」、「被相続人の死亡までの約14年間その療養看護に尽くした」という二つの事実から特別縁故者に当たると判断している。(B) は、同居はしていないが、「被相続人とは従兄弟同士の関係にあること」、「被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接が交渉のあった」という二つの事実から、特別縁故者に該当すると判断している。財産分与の割合を、「7：3」としている根拠は、明確になっていない。(A) が14年間の療養看護に努めたことに対して、(B) の被相続人の財産管理を

中心とした特別縁故であることから判断したものと考えられる(表7)。

広島高裁の決定で注目すべきことは、特別縁故の有無について、次の4つの規準を示していることである。①「生前の交際程度」、②「恩恵の程度」、③「死後の縁故」、④「血縁関係」である(表8)。

③の死後の縁故について判断規準にすることは、否定的な見解を支持する。なぜならば、そもそも縁故というのは、「生前のかかわり」であることから、生前の縁故に限定しなければ、相続開始時点(死亡時)で判断できないからである。死後の縁故については、周囲の者から見れば無関係とは言えないが、被相続人(故人)には認知できないことであるため、判断規準から外してもよいのではないだろうか。

また、財産分与の判断材料も次のように示している。①縁故関係の厚薄(度合)、②特別縁故者の年齢・職業、③相続財産の種類・数額・状況・所在等である。①と③については、当然と言えるが、②の年齢・職業を判断材料に含めることについては疑問がある。その理由は、判断材料はあくまでも縁故関係の厚薄であって、年齢や職業と特別縁故の厚薄は、直接的には関係しないと言えるからである。

表7 特別縁故者が複数いる場合の縁故の割合

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	貢献の程度(割合)
(A)	なし	有	療養・看護, 19年間(濃)	7
(B)	従妹	無	財産管理(淡)	3

表8 特別縁故の有無についての判断規準

① 生前の交際程度	被相続人の生前における交際の程度
② 恩恵の程度	被相続人が精神的・物質的に庇護恩恵を受けた程度
③ 死後の縁故	死後における実質的供養の程度等の具体的な縁故関係
④ 血縁関係	被相続人との自然的血縁関係

*広島高裁の決定(平成15年3月28日)を基に作成

5.1.4 事例〔Ⅳ〕社会福祉法人が特別縁故者と認容されることがある

名古屋高裁金沢支部 平成28年11月28日決定
(判例時報2342号41頁)

被相続人が入所していた障害者支援施設を運営する社会福祉法人（A）が特別縁故者として認められた。

「被相続人（X）は、昭和55年から平成27年までの約35年間にわたって（A）の運営する施設に入所していたところ、その間、同施設の職員は、知的障害及び身体障害を有し、意思疎通が困難であった（X）との間において地道に信頼関係を築くことに努めたうえ、食事、排泄、入浴等の日常的な介助のほか、カラオケ、祭り、買い物等の娯楽に（X）が参加できるように配慮し、その身体状況が悪化した平成5年以降は、昼夜を問わず頻発するてんかんの発作に対応したり、ほぼ寝たきりとなった平成21年以降は、（X）を温泉付きの施設に転居させて、専用のリフトや特別浴槽を購入してまで介助に当たるとともに、その死亡後は葬儀や永代供養を行うなどしたのであって、（A）は、長年にわたり、（X）が人間としての尊厳を保ち、なるべく快適な暮らしを送ることのできるように献身的な介護を続けていたものと認められる。このような療養看護は、社会福祉法人として通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵すべきもの（あるいはそれ以上のもの）といって差し支えない。なお、確かに（A）の施設利用料は、平成18年までは市町

村が負担し、それ以降は利用者負担金として毎月5万円程度を（X）が負担していたが、これは法令に従い所得に応じて決定された金額であって、国等からの補助金があることを考慮しても、（X）の介護の内容やその程度に見合うものではなかったといえるし、しかも、このような低廉な利用料の負担で済んだことが（X）の資産形成に大きく寄与したことは、前記認定のとおりである。これらの事情を総合考慮すれば、（A）は、（X）の療養看護に努めた者として、民法958条の3第1項にいう特別縁故者に当たるといふべきであり、精算後残存する（X）の相続財産は、その全部を（A）に分与するのが相当であると認められる。」

（下線・傍点は筆者）

《考察》

社会福祉法人が特別縁故者として認定された例である。現在の高齢社会において、施設や病院で亡くなるケースも多くなってきていることから重要な決定である。「被相続人が知的障害及び身体障害を有し、意思疎通が困難であったこと」、「昭和55年から平成27年までの約35年間にわたって（A）の運営する施設に入所していた」という事実が前提にある。社会福祉法人として「通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵すべきもの（あるいはそれ以上のもの）といって差し支えない」という判断をしている（表9）。これらを前提にして考えれば、被相続人の意思を推定するならば、遺言書を書いていたと仮定すると、すべての財産

表9 特別縁故者が社会福祉法人の場合

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	貢献の程度
(A)	無 (社会福祉法人)	有 (入所)	35年間入所し療養看護を受けた (通常期待されるサービスの程度を超えた 献身的な介護であった)	清算後の残余財産のすべてを分与

を遺贈するとしたであろうと思われる。そのことから、妥当な決定であると言える¹⁰⁾。

5.2 特別縁故者として認められなかった例

次に、特別縁故者として認められなかったケースを、事例〔V〕から事例〔Ⅷ〕として考察する。

5.2.1 事例〔V〕 被相続人の死亡後に生れた者は、特別縁故者に該当しない

東京高裁 昭和56年3月31日決定（東京高等裁判所判決時報民事32巻3号80頁）

本件記録によれば、原告人（A）と被相続人（X）との身分関係その他被相続人の養育、本件土地の管理、祭祀の承継等の事実関係については、すべて原審の認定するとおりであることが認められ、（A）は（X）の死亡後約30年後に生れた者であることが明らかであるところ、そもそも民法第958条の3の法意は、遺言、遺贈あるいは死因贈与等を補うべきものとして、とりわけ、遺言の利用が必ずしも活発でないわが国情をも勘案して、（X）の遺志にもかなうべき特別の縁故関係にある者が存する場合には、この者に相続財産を分与しようとするところにあるから、被相続人の死亡後に生れた者は、本来これに該当する余地のない道理であるが、今直ちに、諸般の事情を総合してなお相当と認められる場合には、例外的にかかる者に相続財産を分与することもまた許容されて然るべきものとする余地が全くないと断ずることには躊躇を感ずるとしつつも、本件では、その先代、先々代はともかく、原告人（A）と被相続人（X）との関係は、薄く、かつ、遠いものというほかはなく、（A）をもって例外的に（X）の特別縁故者に当るものとするにはなお足りないとされた。

（波線・傍点は筆者）

《考察》

「原告人は被相続人の死亡後約30年後に生れた者である」という事実から、特別縁故者に当たらないという決定である。この決定から分かることは、「被相続人が死亡して（約30年後）何年も後に生れた者は、特別縁故者にはならない」ということである。換言すれば、特別縁故関係は相続されないということである。ただし、「例外的にかかる者に相続財産を分与することもまた許容されて然るべきものとする余地が全くないと断ずることには躊躇を感ずる」という表現から、特別な事情があれば、例外的に認めることがあるということであろう。しかし、実際にそのような事情があるケースは、考え難いのではないだろうか。

民法958条の3の法意について述べている点に注目したい。「遺言、遺贈あるいは死因贈与等を補うべきものとして、とりわけ、遺言の利用が必ずしも活発でないわが国情をも勘案して、被相続人の遺志にもかなうべき特別の縁故関係にある者が存する場合には、この者に相続財産を分与しようとするところにある」としている。つまり、遺言制度を補うところに特別縁故者制度があるという意味である。

5.2.2 事例〔Ⅵ〕 世間一般に見られる程度の交渉では特別縁故者に該当しない

東京家裁 昭和60年11月19日審判・判例タイムズ575号56頁

「その他の特別縁故者」とは、生計同一者、療養看護者に準ずる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的な交渉があり、相続財産の全部又は一部をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうとみられる程度に被相続人と密接な関係があった者をいうと解すべきであるとしたうえで、申立人（A）は、被相続人（X）の幼時からその母ともどもよくその面倒を見て、早くに実父を亡くし

た(X)の成育を親身になって助け、(X)の父親代わりの役目を果たしてきた者であり、(X)の相続財産の主要部分をなす土地建物の購入についても多大の尽力をしたのみならず、独り暮らしを続けている(X)の身を案じて再三同人に縁談を勧めるなどしていた者であるから、(X)との関係で上記の「その他の特別縁故者」に該当するものと認めるのが相当である。

申立人(B)の場合には、幼少時に被相続人と同居し、兄妹同様に育てられ、成長してからも親族として親しく交渉し、申立人(B)において(X)の母の付添看護をしたりしたことはあったものの、申立人(B)が婚姻した後は、(X)との交渉の程度が薄くなり、時には電話で(X)の健康状態を尋ねたり、(X)が入院した際にその見舞に訪れたりしたに過ぎないのであって、交渉の程度は、親族として世間一般に通常見られる程度のものに過ぎないというべきであるから特別縁故者に該当するものと認めることはできないとした。

(波線・傍点は筆者)

《考察》

この審判結果は妥当なものであると考えられる。(A)については、被相続人(X)の父親代わりとして土地建物の購入についても多大の尽力をしたと認めて、特別縁故者として認定している。(A)は、(X)の父親としての役割を果たしたと言える。(B)については、電話で(X)

の健康状態を尋ねたり、(X)が入院した際にその見舞に訪れたりした程度であり、特別縁故者として認定できないと判断している。見舞いに行ったという程度であれば、密接な関係があったとは言い難い。(B)が幼少時に(X)と同居して兄妹同様に育てられたことは度外視したことになるが、それだけでは特別縁故とは認められないという判断も妥当である(表10)。

5.2.3 事例〔VII〕 分家としての親戚づきあい程度では特別縁故者と認められない

東京高裁 平成26年1月15日決定・判例タイムズ1418号145頁

(A)は被相続人(X)の従姉の養子であることが認められるところ、(A)は、(X)との間に本家と分家として親戚づきあいがあり、(X)に後事を託されたことがある、(X)の葬祭や供養等を行うため多額の費用を支出した等主張するが、(A)が(X)の生前に、特別の縁故があったといえる程度に(X)との身分関係及び交流があったということができず、(X)は婚姻もせず、子もなく、兄弟姉妹も先に亡くなっていることが認められ、また、(A)が(X)の死後に(X)の法要をし、(X)宅の庭木と草木の伐採、掃除等をし、そのために一定の労力と費用をかけ、今後もこれを継続する意思を有していることが認められるが、生前の身分関係及び交流に、(X)の境遇及び被相続人の死後の(A)の貢献を加えて検討しても、(A)の(X)との生前の

表10 特別縁故者が複数存在する場合の縁故の割合

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	決定
(A)	なし 父親代わり	無	被相続人が財産(土地建物)を購入する際に多大の尽力をした 被相続人に再三縁談を勧めた	特別縁故者として認定する
(B)	なし 兄妹同様	無	親族として世間一般に通常見られる程度のもの	特別縁故者として認定できない

交流の程度に鑑みると、(A)を(X)と「特別の縁故があった者」と認めることはできないとした。

(下線・傍点は筆者)

《考 察》

この事例で分かることは、本家と分家としての親戚づきあいがあり、被相続人に後事を託されたことがある、被相続人の葬祭や供養等を行うため多額の費用を支出したなど、死後の貢献を加えても、特別縁故者として認定されないということである(表11)。

「本家と分家」の関係について考察しておきたい。本家と分家の歴史は主に明治時代から戦前だと言われている。明治時代に人口が増えた日本では、「誰がそれ以前の墓碑を管理しているか」を国が調査していった結果、管理をしている本家とそれ以外で血縁の分家の関係が生まれた訳である。また、本家は家長制度で「統率権限」が与えられた戸主のことであるが、昭和22年に法改正の結果廃止されている¹¹⁾。

次に「通常の親戚付き合い」とは、どのようなものかを考えてみたい。家族や親戚とどの範囲まで付き合うかはそれぞれの家系や地域によって異なる。一般的には、3・4親等以内の親族と親戚付き合いをする家が多いと言われている。親戚同士はたいてい年末年始やお盆、お彼岸などに顔を合わせることもあるが、近くに住んでいればもっと頻繁に会うこともある。具体的には、お正月やお盆に集まる、冠婚葬祭に出席する、出産・入学・卒業などお祝い事があればご祝儀のやりとりをする、などである。親

戚と会う頻度はこのように、血縁関係の近さや居住地、地域や家庭のしきたりなどによって様々であるため、判断規準にはなり難いと言える。

5.2.4 事例〔Ⅷ〕『遺言証書』がない場合、地方公共団体に財産が分与されることは少ない

札幌家裁滝川支部 平成27年9月11日審判・判例タイムズ1425号341頁

被相続人(X)に対して介護予防支援事業契約に基づき予防訪問介護サービスの提供等をした地方公共団体による財産の分与申立につき、次のように述べて却下した。

「被相続人(X)は、昭和59年に〇〇市から(A)市に転居し、平成4年には(A)市が設置主体である〇〇に入居して生活を続け、平成24年〇月には、介護予防支援事業契約を締結して、予防訪問介護サービスの提供を受けるようになった。そして、予防訪問介護サービスの提供を受けるに当たり、3か月に1度の割合で利用者宅をケアマネージャーが訪問するのが一般的であったにもかかわらず、(X)については、本件担当者が、概ね1週間に1度の割合で、(X)宅を訪問してトラブルの対処や病院への同行といった業務を担っている。このように、(X)は、定年後、長期間にわたり(A)市内に居住し、予防訪問介護サービスの提供を受けるようになった平成24年〇月からは、本件担当者等により、通常よりも手厚い対応を受けてきたことがそれぞれ認められるのであり、(X)も、これ

表11 本家と分家としての親戚づきあいの場合

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	決定
(A)	なし 従姉の養子	無	本家と分家としての親戚づきあい 葬祭や供養ために多額の支出あり 被相続人の庭木と伐採や掃除等	特別縁故者として認定できない

らの対応に感謝の念を抱いていたであろうことは想像に難くない。

しかしながら、本件担当者の上記業務は、介護保険制度の下で、地方公共団体の事務として介護予防支援事業契約に基づいて実施されたものである。また、予防訪問介護サービス自体は、指定介護予防サービス事業者が派遣したヘルパーが基本的に担当していたものであるし、本件担当者が(X)の対応に当たっていた期間も約1年半にとどまり、長期間にわたって特別の対応を継続してきたとも言い難い。(A)市が(X)の火葬や埋葬を執り行った点についてみても、これらは墓地、埋葬等に関する法律に基づいて行われたものであり、その費用は(X)の相続財産から支弁されているのであるから、かかる事情をもって(A)市が特別の負担をしたとみることは困難である。そして、(X)が、その相続財産を本件担当者や申立人に贈与するとか、遺贈するといった趣旨の話をしたという事情も特段うかがえない。

以上で指摘したところによれば、相続財産管理人の上記意見を踏まえても、(A)市が(X)の療養看護に努めた者に当たるとも、(X)と特別の縁故があった者に当たるとも認めることはできない。

(波線・傍点は筆者)

《考察》

地方公共団体が特別縁故者として認定されなかった例である。現在の高齢社会において、在宅介護を受けて亡くなるケースも多いことから重要な決定である。被相続人の意思を推定する

ならば、トラブルの対処や病院への同行などで感謝の念をもっていたことは推察できる。ただし、予防訪問介護サービス自体は、指定介護予防サービス事業者が派遣したヘルパーが基本的に担当していたものであるため、(A)市が特別縁故者に該当するとは考えられない(表12)。この事例のように『遺言証書』がないケースで、地方公共団体に財産が分与されることは少ないということであろう。

6. おわりに

本研究で明らかになった特別縁故者への財産分与制度の問題点について総括しておく。

6.1 特別縁故者の範囲

まず「特別縁故者の範囲」の問題がある。この制度は、被相続人との実質的な人間関係を基にして、血縁関係を度外視して財産を分与するということである。第一に、「被相続人と生計を同じくしていた者」が特別縁故者として認められる可能性がある。具体的には、内縁の配偶者、事実上の養子、養子縁組前の養子の子、配偶者の連れ子などが該当する。これは、第4順位の相続人を新たに設けたことと同じ結果になる。先行研究として、丸山 茂(2016.10.01)の「立法過程の議論を振り返ってみれば、特別縁故者の規定は、遺贈の補充規定と理解されるのであるから、被相続人の意思を一義的に考慮し、生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、はその例示であるとみるべきであろう」という見解がある。しかし、この見解によれば、特別縁故者の判断は、事実関係から見て被相続人が一般的に財産を分与したであ

表12 地方公共団体が特別縁故者に該当しないケース

	血縁関係	同居	実質的縁故の濃淡	決定
(A)市	なし	無	1年半の間、通常よりも手厚い対応(サービス)をした(1週間に1度、訪問した)	特別縁故者として認定できない

ると、根拠に基づいて合理的に説明できるかどうかで判断することになる。そうであるならば、生計の同一性や療養看護の内容・継続期間という事実に基づいて判断されるべきものではないだろうか。なぜならば、事実関係を前提にしなければ、財産分与について納得できる合理的な説明が困難だからである。

また、看護師や家政婦などのように、正当な報酬を得て職業的に被相続人の療養看護にあたっていた者は、特別な事情がない限り、被相続人の療養看護に努めた者とは言えない。逆に言えば、「正当な報酬を得ていない」場合には、家政婦などが特別縁故者となり得る可能性があるということである。そもそも特別縁故者というのは、家庭裁判所が認定することになっている訳であるが、その認定規準は漠然としたものでしかないかという問題がある。特別縁故者制度よりも、一般の国民感情からすれば、伯父（叔父）・伯母（叔母）従兄弟（従姉妹）などを第4順位の相続人として規定する方が解決し易いのではないだろうか（拙稿，2021，p. 28）。

第二に、「死後縁故」についてどう考えるのかという問題がある。相続人が不存在の場合には、隣人や知人・友人が死後葬祭（＝葬儀・火葬・埋葬・法事など）を行ったり、墓地の管理を行ったりすることがある。判例を考察した結果、「原則として死後の縁故は認めない」ということが分かった。この背景には、祭祀継承者や墓地管理者をどうするのかという問題が存在するため、簡単に判断できない問題ではないだろうか。

第三に、個人以外の法人が特別縁故者となることが認められているが、これについてどう判断するのかという問題がある。実際に、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人などが特別縁故者として認容されるケースがみられる。特別縁故者という抽象的な概念が使用されるために、裁判所の裁量の余地が大きくなっていることは

事実であり、拡大運用の危険性があることを指摘しておきたい。

6.2 相続財産分与の相当性

申立人に相続財産が分与されるには、「特別な縁故の存在」があったというだけでなく、「分与の相当性」が必要であることが分かった。この「相当性」について、民法は何も定めていない。学説では、「相当性を判断する基準としては、縁故関係の内容、厚薄、程度、特別縁故者の性別、年齢、職業、教育程度、残存すべき財産の種類、数額、状況、所在その他一切の事情を調査し、これを参酌して決められる」としているが、被相続人の意思、又はあるべき意思が基準となると考えられている（黒田美亜紀，2019，p. 130）。被相続人の遺産を特別縁故者に分与する訳であるから、その基準は被相続人の意思によるべきであるというのは、理論的にも正しいと言える。その意思が「遺言証書」によって明確な場合は、遺贈によって処理されるため、問題は発生しない。

分与の相当性については、先行研究で、三宅篤子が「(6) 死亡の時まで、特別な縁故が継続する必要はなく、過去の一時期にそういう関係があっても差し支えない。長期間、ことに最後まで特別に縁故のあった者の方が分与の相当性が認められやすい」と整理している。しかし、この分与の相当性については、難しい判断が求められると言えよう。

例えば、次のようなケースでは、どのように判断すべきだろうか。

(A) は、被相続人 (X) の従妹であり、過去の5年間、身体の不自由な (X) と同居して療養看護に当たっていた。(B) は、(X) の友人であり、同居はしていないが、過去の15年間、(X) の身の回りの世話や財産管理をしていた。

縁故の内容は (A) が (B) よりも濃い、(X) が亡くなる最後まで、縁故関係が続いたのは (B) である。また、(C) は老人福祉施設 (法人) であり、亡くなる5前から寝たきりになった被相続人が入所して手厚い介護サービスを受けていた。

次の図で矢印の太さは、縁故関係の濃淡を示している。このようなケースで、三者がすべて特別縁故者に該当するとして、どのような割合で財産分与をすべきなのかという問題は、難しい判断となる。(A) と (C) は、縁故関係の継続期間は同じ5年であるが、分与割合は同じでよいのだろうか。(B) の縁故関係は比較的薄いと言えるが、15年間の縁故関係が継続しているということから、(A) と同程度の財産分与があってもよいと言えなくもない。そのことから、縁故関係の濃淡や継続期間の長短によって、簡単に判断することはできないということを指摘しておきたい。「被相続人の意思によるべき」ということであれば、(A)・(B)・(C) に、「1:1:1」の割合で、同額の財産を分与するというようになって納得できるかもしれない。又は、「2:1:2」の割合でも合理的に説明できなくもない。

過去の一定期間の縁故関係だけがある (A) についても、財産分与を認めるということは、疑問が残るところである。遺言書制度を補うという制度趣旨からすれば、被相続人の最終意思は、亡くなる直前の意思がどうであったかを推

測することが自然だからである。(A) に対する財産分与は認めないという判断がされたとしても、違和感がないのかもしれない。なぜならば、過去の一定期間の縁故関係を認めるとした場合には、特別縁故者が拡大する恐れがあるからである。それゆえに、遡る期間について例えば「亡くなる5年前までに」という形で限定する規定を置くことも検討すべきかもしれない。仮に財産分与を認めるとしても、過去の特別縁故だけの (A) については、分与割合が相対的に少なくして (仮に半分として)、「1:2:2」とすることも考えられる。

法的に有効な『遺言証書』を残していなかった場合に、被相続人が生前に (周囲の者に)「自分の死後について財産をどのように処分したいか」を日記などに書いていたり、複数の人に話していたりしていた場合 (その証拠が提出されたならば)、裁判所も尊重すべきであろう。被相続人が何も書いたり話したりしていなかった場合には、(遺言の補充として) 被相続人が遺言するとしたらどのように財産を処理 (=遺贈) したであろうかということを合理的に推測して判断する、という考え方にも説得力がある。それ以外に適切な方法がないと言えるからである。その他に問題になるのは、特別縁故者が複数存在するときに、どの程度の割合で財産を分与するのが妥当なのかということである。本研究で検討した判例を基にすれば、縁故関係の内容 (=事実関係)、すなわち実質的な縁故の濃淡、縁故関係の継続期間を具体的に比較することに

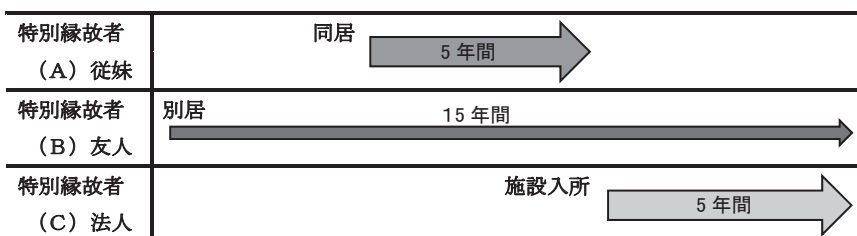


図 特別縁故者が複数存在する場合の財産分与

よって、裁判官が個別に判断することになる。特別縁故者の申立件数が毎年1,000件程度で、9割以上が認容されていることから、特別縁故者制度の運用は妥当なものであると言えよう。

注

- 1) 死亡した者（被相続人）に相続人ないことが確定してから「3ヵ月以内」に、被相続人と特別の縁故があったとする者から申立てがなされ、家庭裁判所が相当と認めるときは、残存する遺産の全部または一部をこの者に分与する旨の審判をすることができる（民法958条の3、家事審判法9条1項甲類32号の2）。これは、1962（昭和37）年の民法一部改正で新設された規定である。
- 2) 相続人不存在の場合、被相続人の財産は原則として国庫に帰属し、国のものになることは広く知られているところである。しかし、1962（昭和37）年の民法改正によって、被相続人に特別縁故者がいる場合には、国庫よりも優先して特別縁故者に財産が与えられることになった訳である。勿論、被相続人がそもそも財産を残していない場合には、特別縁故者が問題になることはない。例えば、被相続人が借金しか残していないケースでは、被相続人と特別な関係があった人が、被相続人の借金を払支払うことはないということである。
- 3) 勿論、法定相続人の範囲を拡大したとしても、特別縁故者制度が必要であることは事実である。なぜならば、「おじ・おば」、「いとこ」、「いとこの子」を法定相続人（第四順位）と規定しても、彼等が存在しないケースもあるからである。そのケースで初めて特別縁故者を探すという制度設計でよいのではないだろうか。「おじ・おば」、「いとこ」を除外して、知人・友人などの赤の他人に相続財産を分与するということは、（世話になったという事実があったとしても）被相続人の意思に反する恐れがあるのではないだろうか。
- 4) 特別縁故者となるためには、「被相続人と生計を同じくしていた」、「被相続人の療養看護に努めた」という二つの例が民法で示されている。しかし、知人・友人、隣人など、赤の他人がその例に合致した場合に、おじ・おば・いとこなどなどの血族よりも優先されることには疑問が残る。
- 5) 資格要件として「特別縁故者」という概念そのものが漠然としたものであるため、事案ごとに種々の事情が勘案される訳である。最終的には個々の裁判官の判断に委ねられており、結果として国民の感覚としては不平等な結果になることも否定できない。
- 6) 因みに「事実上の養子や養親」とは、市町村役場に養子縁組の届出をしていないが、社会慣習上、人と人とが、法律上の親子と同様の事実状態にある場合における、その子や親のことである。被相続人と生計を同じくしていた者については、特別縁故者に該当する可能性がある。なぜならば、内縁関係や事実上の養子関係にあるような場合には、被相続人の生活を支えるために金銭の支出をしてきたと考えられるからである。要するに、内縁者や連れ子についても、生計を同じくしていれば、特別縁故者として相続権を主張できるということである。
- 7) 従来は、生前、被相続人に貢献していても、それが相続人による行為でなければ遺産分割で考慮されなかったが、例えば、ある家庭で、長男の嫁が義理の母親の介護を献身的に行っていたとしても、あくまで相続人は長男（息子）であるため、長男の嫁は相続することができなかった。しかし、これでは長男の嫁の苦勞が報われず不公平等ということで、特別の寄与の規定が追加された訳である。特別の寄与であると認められるためには、介護が無償で行われていなくてはならない。また多くの場合、短期間の介護では足りず、長期（数年）に渡って継続的に努力していることが必要とされている。
- 8) 具体的には、介護費用や医療費の負担、介護のための交通費の負担等の領収書や訪問時の写真等である。なお、被相続人の葬儀や法要を行ったことは、被相続人との生前における関係ではなく、いわゆる「死後の縁故」であるため、原則として特別縁故者の要件には該当しないとの判断がされる。
- 9) 地方公共団体、社会福祉法人、学校法人などは、特別縁故者になる可能性があるということになる。「特別な縁故」というのは、きわめて抽象的で、一律に決められた定義は存在しないため、家庭裁判所はケースバイケースで判断するしかないということである。これは特別縁故者制度の運用の妙味とも言えなくもない。
- 10) 温泉付きの施設に転居させて、専用のリフトや特別浴槽を購入してまで介助に当たる療養看護が、社会福祉法人として通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵すべきものであるかどうかは、容易に判断できない問題である。
- 11) 現代においても「うちは〇〇家の本家筋だ」とか「うちは〇〇家の分家筋だから」という言葉を聞くことがある。一般的に本家は、墓や仏壇の世話を任されるだけでなく、お盆や年末年始は本家に分家や親戚たちが集まってくる。本家はホストとなって世話をすることが多く、トラブルが発生した場合に頼られる存在でもある。本家とは長男の築く家庭のことであり、分家とは次男以降が築く家庭のことであり、長男から見て次男以降は分家であり、次男以降から見て長男は本家である。本家は墓や仏壇の管理をしていることが多いのも特徴である。

参考文献

- 伊藤昌司（2002）『相続法』有斐閣
 犬伏由子他（2016）『親族・相続法 [第2版]』弘文

- 堂
 内田 貴 (2011) 『民法Ⅳ [補訂版] 親族・相続』 東京大学出版会
 右山昌一郎他 (1998) 『相続法と相続税法』 ぎょうせい
 遠藤 浩 (1980) 「相続の根拠」 谷口知平他編『現代家族法大系 4 相続Ⅰ 相続の基礎』 有斐閣, pp. 1-14.
 大島俊之 (2000) 『民法Ⅱ [債権・親族・相続] (全訂版)』 東京法経学院出版
 大村敦志 (2017) 『新基本民法 8 相続編』 有斐閣
 ——— (2015) 『民法読解 親族編』 有斐閣
 ——— (2014) 『新基本民法 7 家族編』 有斐閣
 小田島良磨 (2015) 「相続開始後の事情への課税上の対応」 『慶應法学 No. 33』 pp. 97-133.
 加藤一郎 (1997) 『民法における理論と利益衡量』 有斐閣
 梶村太市他 (2013) 『家族法実務講座』 有斐閣
 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』 法律文化社
 金子 宏 (2015) 『租税法 [第20版]』 弘文堂
 川井 健 (良永和隆補訂) (2015) 『民法概論 5 親族・相続』 有斐閣
 木谷 忍 (1999) 「社会的決定における公平性とその理論的考察」 『農業経済研究報告』 29巻, pp. 1-12.
 黒田美亜紀 (2019) 「【判例研究】 被相続人の成年後見人で報酬を得ていた親族等に特別縁故者として財産分与を認めた事案について (大阪高裁平成28・3・2 判時2310号85頁)」 『明治学院大学法律科学研究年報』 第35巻, pp. 123-131.
 佐々木驥 (2017) 「現代社会における相続の意義と役割に関する批判的論考」 『社会科学研究』 68(2) 東京大学, pp. 25-46. 東京大学社会科学研究所
 佐藤義彦他 (2012) 『民法Ⅴ—親族・相続』 有斐閣
 高橋一夫 (2017) 『平成29年版 図解相続税・贈与税』 大蔵財務協会
 武井正臣 (1980) 「民法の共同相続規定と相続の現実」 谷口知平他編『現代家族法体系 4 相続Ⅰ 相続の基礎』 有斐閣, pp. 15-34.
 田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』 清文社
 谷口知平 (1991) 『家族法の研究 (下) 相続法』 信山社出版
 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』 有斐閣
 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説 (上巻)』 日本加除出版
 平井亮輔編 (2014) 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』 嵯峨野書院
 平田 厚 (2015) 『新しい相続法税の行方』 金融財政事情研究会, 藤原書店
 前田陽一他 (2017) 『民法Ⅳ 親族・相続』 有斐閣
 増田英敏 (2014) 『リーガルマインド租税法 [第4版]』 成文堂
 松沢 智 (1993) 『租税実体法の解釈と適用』 中央経済社
 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』 嵯峨野書院
 松原正明 (1994) 『判例先例相続法Ⅰ—遺産分割』 日本加除出版
 丸山 茂 (2016) 「特別縁故者と被相続人の意思—最近の審判例から—」 『神奈川ロージャーナル』 09巻, 神奈川大学大学院法務研究科, pp. 23-36.
 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』 中央経済社
 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』 有斐閣
 三宅篤子 (2018) 「特別縁故者への相続財産分与に関する一考察」 『中央学院大学法学論叢』 第32巻第1号, pp. 37-55.
 宮崎幹朗 (2000) 「遺産分割の前提問題としての具体的相続分の性質」 『愛媛法学会雑誌』 Vol. 27, no. 1, pp. 75-111.
 宮原弘之 (2014) 『Q & A 民法と相続法の接点』 大蔵財務協会
 本山 敦・伊川正樹 (2017) 『新実務家のための税務相談 民法編』 有斐閣
 餅川正雄 (2021) 「日本の相続法における法定相続人の範囲と相続順位に関する研究—ドイツとフランスの相続法との比較を通して—」 『広島経済大学研究論集』 第44巻第1号, pp. 15-30.
 ——— (2018) 「日本の相続法における遺産分割当事者に関する研究」 『広島経済大学研究論集』 第41巻第2号, pp. 29-54.
 柳 勝司編 (2016) 『家族法 [第3版]』 嵯峨野書院
 我妻 榮 (1970) 『民法研究Ⅰ 私法一般』 有斐閣
 我妻 榮他 (2013) 『民法 3 親族法・相続法第三版』 勁草書房
 我妻 榮 (2001) 『民法研究Ⅶ-2』 有斐閣